

とりわけ、新会社への不採用事件については、中労委による解決案が労使双方によって拒否され、その後中労委が発した救済命令が訴訟で取り消されるという経過をたどっており、その訴訟の期間だけでも約10年間、全体としては十数年を要する事件となった。このことにより他の審査事件も遅延するなどの影響を受け、労働委員会、特に中労委における係属性件数はさらに増加した。

なお、JR関係事件については、中労委において和解解決等を進めているが、引き続き新規の申立事件もあり、2005年12月時点の係属性件数は依然78件に上っている。

5 審査の迅速化等と労働組合法の改正

現在、労働委員会として大きな課題とされているのは、長期滞留事件の処理と審査の的確化である。すなわち、JR事件をはじめとする特定の労使関係に関する事件を中心に長期滞留する事案が増加しており、不当労働行為事件の審査期間が長期化していること等が問題とされている。

このため、審査の迅速化、事実認定や命令の内容の的確化などについて労働委員会内部や厚生労働省において検討が進められ、実務的な取組みが行われるとともに、2004年には労働組合法が大きく改正（施行は2005年1月1日から）され、不当労働行為事件審査の体制・手続が大幅に改められることとなった。

この改正後、中労委においては事件処理の迅速化が図られ、2005年の処理件数は122件と史上最高となった。

春



Spring